



藤枝市子育て世帯訪問支援事業（家事ヘルパー）

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や、妊産婦がいる世帯等にヘルパーが訪問し、家事のお手伝いや話し相手として子育てに関する相談を受けます。

お手伝い内容

- 家事支援 … 食事の準備や片付け、洗濯や掃除、生活必需品の買い物 など
- 育児支援 … 保育所等への送迎支援、子育てに関する相談 など

利用時間

1日最大2時間まで（午前8時～午後6時までの間）
※1時間未満の端数があるときは、その時間を1時間とみなします。

利用料金



区 分	訪問支援費	交通費
	延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
生活保護世帯	0円	0円
住民税非課税世帯 (1世帯あたり96時間/年を超えた場合)	0円 (300円)	0円 (190円)
住民税所得割課税額(77,101円未満世帯) (1世帯あたり48時間/年を超えた場合)	0円 (600円)	0円 (370円)
その他世帯	1,500円	930円

※お支払いは、市から送付する納付書をご使用ください。

利用される方へのお願い

- 原則、利用される方の自宅で、日常的に行う家事や育児のサポートを行います。
※留守番や、訪問支援員のみでお子さまのお世話、医療行為はできません。
詳細は、「藤枝市子育て世帯訪問支援事業の支援内容詳細」をご覧ください。
- 食事の準備を行う場合、ご用意いただいた材料を使用します。調理道具や掃除道具などは、利用される方の自宅にあるものを使用します。
- 訪問の日時は、利用される方の希望日時を確認したうえで、市で調整いたします。



< 実施事業者 >

- ◆ 公益社団法人 藤枝市シルバー人材センター
- ◆ NPO 法人 ワーカーズコープ夢コープ（しだ営業所）

- ご不明な点などがありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。 ●

藤枝市役所 こども・若者支援課
TEL:054-643-7227（平日8:30~17:15）
E-mail:kodomo@city.fujieda.shizuoka.jp